

【決定報告第 1 号】

旭川市立地適正化計画の軽微な変更について



旭川市立地適正化計画の軽微な変更について



【旭川市都市計画審議会運営要綱】

(決定報告)

第3条 旭川市は、都市計画法の規定によらない、都市計画に関する次に掲げる事項については、決定または変更の報告（これを「**決定報告**」という。）をする。

一 都市計画決定図書（都市計画法第14条）のうち、法の規定によらない記載事項の訂正

二 立地適正化計画の軽微な変更（都市再生特別措置法施行規則第31条）

2 **決定報告は、他の本審査予定に合わせて実施する。**

【立地適正化計画の軽微な変更とは】

立地適正化計画の変更にあたっては、作成時と同様、その過程において住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、市町村都市計画審議会の意見を聴く必要があるが、その**手続きを省略**できるもの。

【旭川市立地適正化計画】

改定履歴

平成30年3月 策定

令和6年5月 改定（策定から5年経過したことによる見直し）

令和7年5月 改定【軽微な変更】

令和8年4月 改定【**軽微な変更**】（都市再生特別措置法第81条第9項に基づき、老朽化した都市計画施設の改修に関する事業に関する事項の追記）P1

旭川市立地適正化計画の軽微な変更について



(1)立地適正化計画の作成により活用可能な制度（都市再生特別措置法）

老朽化した都市インフラの計画的改修（居住誘導区域・都市機能誘導区域内）…§81⑨、§109の2、§109の3

- 居住誘導区域や都市機能誘導区域への居住や都市機能の誘導と併せて、老朽化した都市計画施設についてはバリアフリー化などの改修を行い、**既存ストックを有効に活用しながら、生活空間の安全性や利便性の維持・増進を図ることが重要。**
- 立地適正化計画に老朽化した都市計画施設の改修に関する事業に関する事項を記載することにより、**都市計画事業認可がなされたものとみなされる。**
- 通常の都市計画事業と同様に、都市計画税を充当して改修事業を進めることが可能。

概要

【制度概要】

- 立地適正化計画に、**居住誘導区域や都市機能誘導区域への住宅や誘導施設の立地の誘導の促進に資する老朽化した都市計画施設の改修に関する事項を記載することができる。**
- 都市計画施設の改修事業を都道府県知事に協議・同意の上、**立地適正化計画に記載して公表した場合、都市計画事業認可があったものとみなす。**
- 知事への協議にあたっては、協議書類に**複数施設を一括して記載可能なほか、新たに土地の収用・使用を伴わない事業については書類の一部※を省略できる。**

※都市計画法第60条第3項第1号の事業地を表示する図面

【税制】

- 通常の都市計画事業と同様に、**都市計画税（市町村税）を充当して改修事業を進めることが可能。**

【都市再生特別措置法第81条第9項】

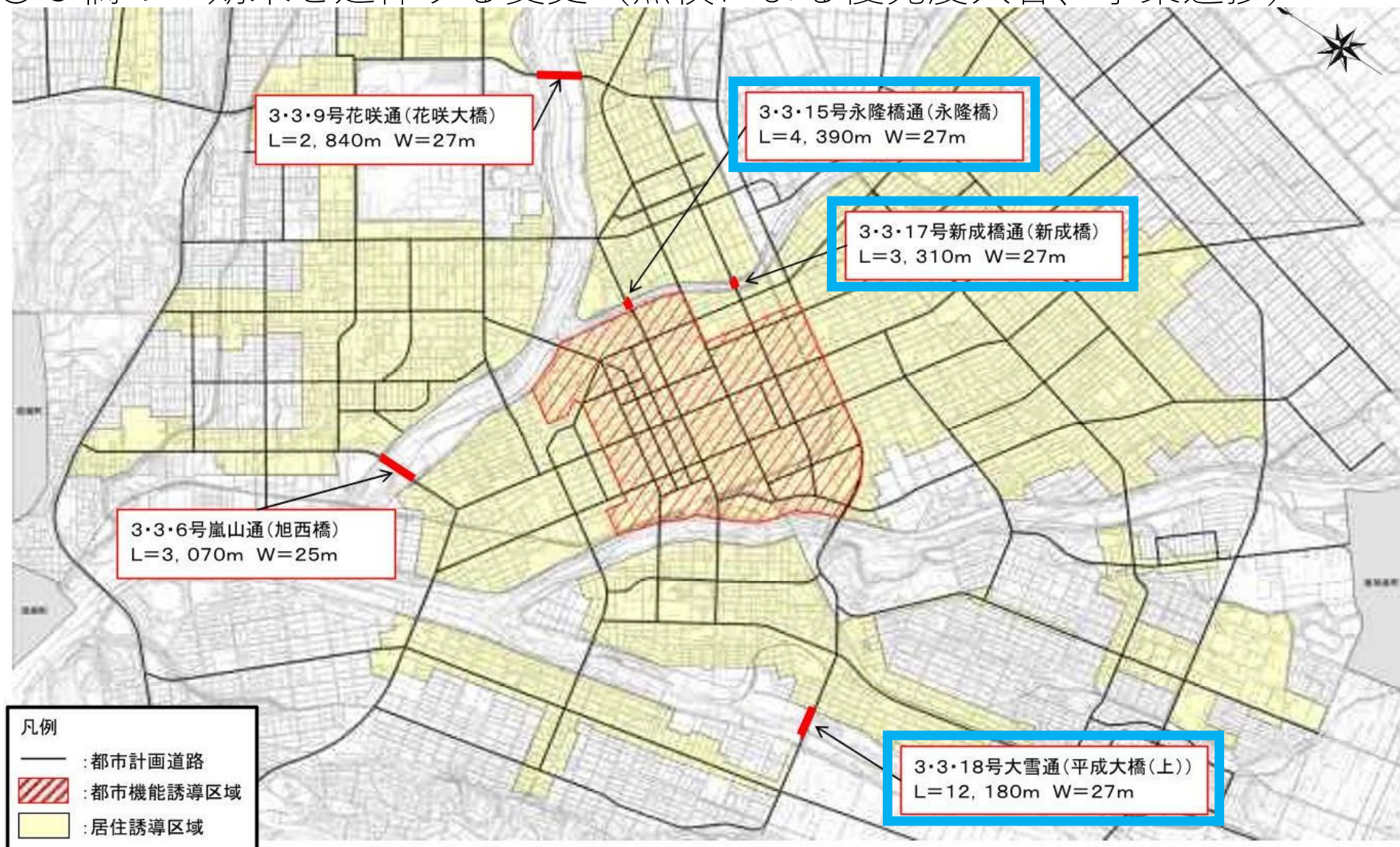
居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地の誘導の促進に資する**老朽化した都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の改修に関する事項を記載することができる。**

立地適正化計画の手引き【資料編】
国土交通省都市局都市計画課
令和6年4月改訂 より抜粋

旭川市立地適正化計画の軽微な変更について



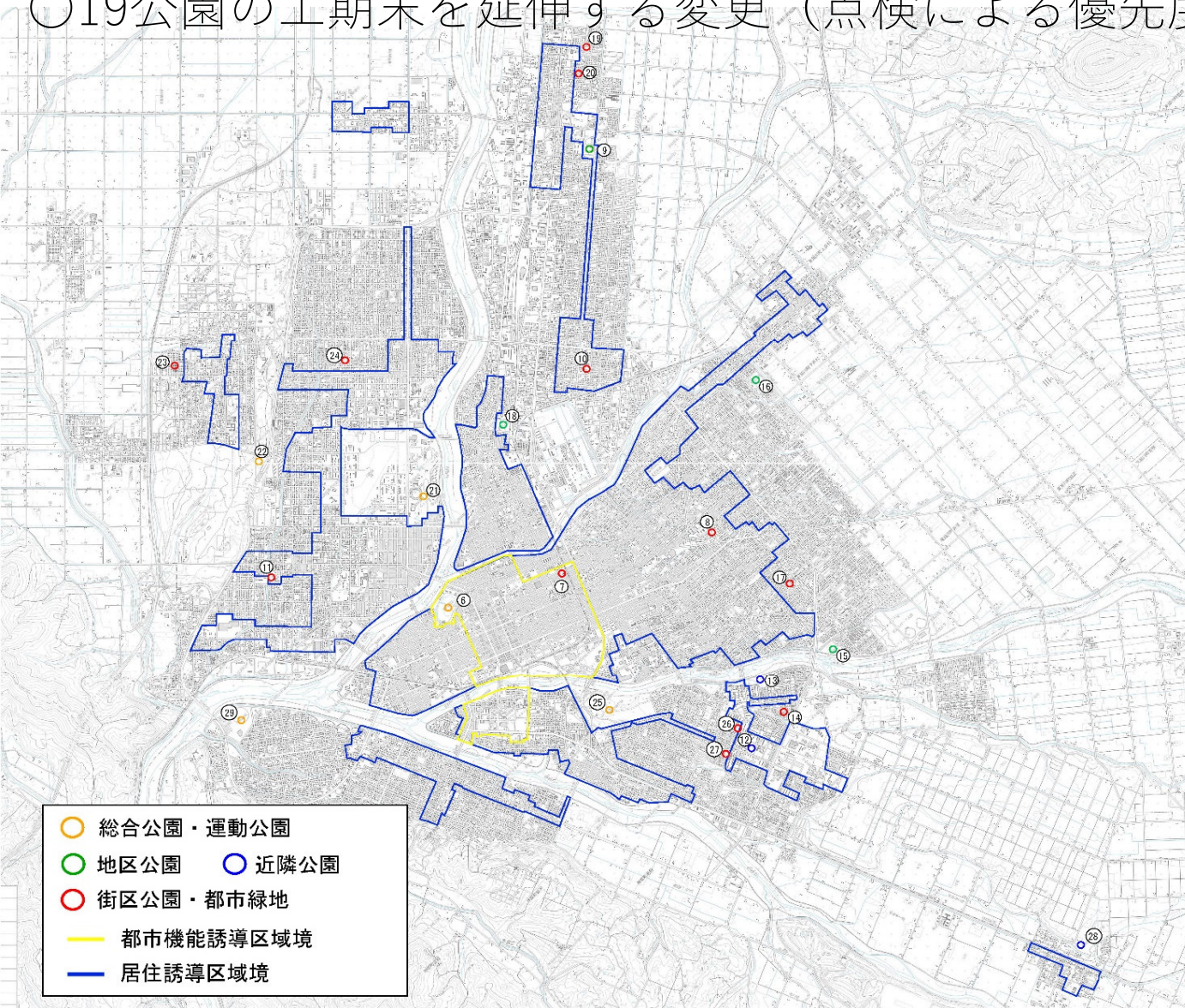
都市再生特別措置法第109条の2に基づく都市計画道路事業（変更） 全体図
○ 3橋の工期末を延伸する変更（点検による優先度入替、事業進捗）



旭川市立地適正化計画の軽微な変更について



都市再生特別措置法第109条の2に基づく都市計画公園事業（変更） 全体図
○19公園の工期末を延伸する変更（点検による優先度入替）



- 総合公園・運動公園
- 地区公園
- 近隣公園
- 街区公園・都市緑地
- 都市機能誘導区域境
- 居住誘導区域境

誘導区域内の公園

番号	公園名	面積(ha)
6	常磐公園（総合公園）	16.20
7	つばめ公園（街区公園）	0.12
8	豊岡第4公園（街区公園）	0.16
9	永山中央公園（地区公園）	5.70
10	永山もくれん公園（街区公園）	0.20
11	北光ふれあいの森（都市緑地）	0.82
12	神陵公園（近隣公園）	2.00

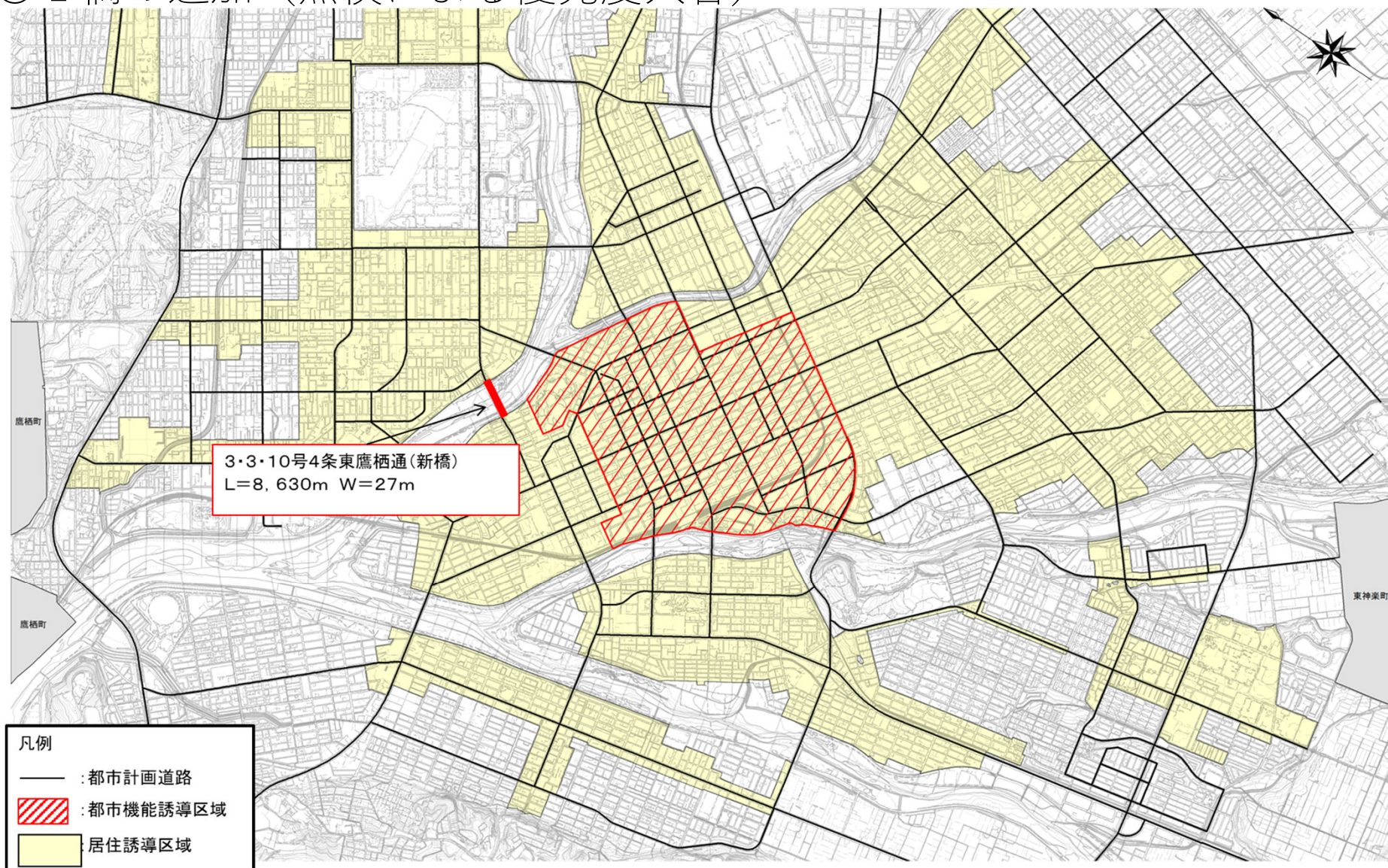
誘導区域外の公園

番号	公園名	面積(ha)
13	旭神中央公園（街区公園）	5.20
14	旭神もみじ公園（街区公園）	0.21
15	東部中央公園（地区公園）	4.30
16	東豊公園（地区公園）	4.00
17	東光やまぶき公園（街区公園）	0.14
18	新富公園（地区公園）	4.00
19	永山からまつ公園（街区公園）	0.22
20	永山あずま公園（街区公園）	0.13
21	花咲スポーツ公園（運動公園）	31.30
22	春光台公園（総合公園）	55.80
23	しらぎく公園（街区公園）	0.26
24	六合公園（街区公園）	0.24
25	神楽岡公園（総合公園）	43.00
26	緑が丘北公園（街区公園）	0.28
27	緑が丘西公園（街区公園）	0.33
28	西神楽公園（近隣公園）	3.20
29	忠和公園（総合公園）	15.50

旭川市立地適正化計画の軽微な変更について



都市再生特別措置法第109条の2に基づく都市計画道路事業（新規） 全体図
○ 1 橋の追加（点検による優先度入替）



旭川市立地適正化計画の軽微な変更について



都市再生特別措置法第109条の2に基づく都市計画学校事業（新規）
○31校の追加（非構造部材の耐震化、給水・暖房設備の改修）

全体図

